

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	8月1日から7月31日まで
定時株主総会	10月中
基準日	7月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券
剰余金の配当の基準日	1月31日、7月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社全国各支店 日本証券代行株式会社本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
株券喪失登録	
株券喪失登録手数料	1件につき 10,000円
株券登録料	1枚につき 500円
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	住友信託銀行株式会社全国各支店 日本証券代行株式会社本店及び全国各支店
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.shouken.co.jp
株主に対する特典	毎年7月末現在における1,000株以上保有の株主に対し、「北海道の特産品(3,000円程度)」のお届けと「年賀状印刷の期間限定早期受付割引サービス」を実施しております。

(注) 当会社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号代表取締役の異動 平成18年9月29日北海道財務局長に提出

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第35期(自 平成17年8月1日 至 平成18年7月31日)平成18年10月26日北海道財務局長に提出

(3) 半期報告書

事業年度 第36期中(自 平成18年8月1日 至 平成19年1月31日)平成19年4月13日北海道財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。